

大館市

農業委員会 だより

第70号

令和2年2月1日発行

シンボルマークの説明

左の円形で秋田の頭文字「ア」を表し、右の円形で
若芽の伸びる姿を円家化したもの。
また、この2つの輪が農業県秋田の限らない躍進と
県民の和を象徴する。
公募により昭和52年8月11日制定。

発案者 鈴木 晴夫氏(秋田市)

第142回 秋田県種苗交換会



主会場:タクミアリーナ



農業機械化ショー:ニプロハチ公ドーム

農地を次世代へつないでいくために



大館市農業委員会

会長 糸 屋 由衛門

皆様には、日頃から農業委員会活動にご理解をいただき、深く感謝申し上げます。

昨年は、9月の台風15号や10月の台風19号など大規模な自然災害によって、被災された多くの皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、我が国の農業はTPP11や日米貿易協定などの国際農業交渉により農産物貿易の自由化は、かつてない水準に近づく一方、国内では農業従事者の減少・高齢化による担い手不足や耕作放棄地の発生で、地域農業の維持が年々厳しくなるとともに、集落機能の低下も懸念されております。

農業委員会では、大切な生産基盤である農地を守り、次世代へつないでいくため、担い手への農地集積や遊休農地解消への取り組みの第一歩として、昨年、10アール

以上の農地を所有する市内約5千世帯に対して、10年後の農地利用の状況を把握することを目的に「地域農業の将来に関する調査」を実施したところです。

現在、分析を行っているところですが、地域ごとに予想される今後の農地の貸し借りの動向・課題を把握して、各地域の担い手への農地集積や発生が予想される遊休農地対策に活かすと共に、「人・農地プラン」など、市の農業政策にも調査結果を反映させて参りたいと考えております。

農業者の公的代表機関として農業の持続的発展のため、公正性・中立性をもって諸問題に取り組み、努力してまいりますので、本年も大館市農業委員会に変わらぬご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

農地の利用意向調査の実施状況

「地域農業の将来（人と農地の問題）に関する調査」

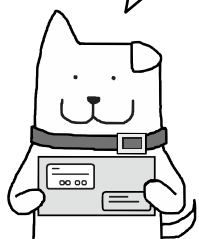
地域農業を守るため、皆様の農業経営が「将来どうなっていると思うか」について、今年度、アンケート調査を実施しましたが、11月末日現在、25%の回答率とたいへん少ない状況です。

この調査は、皆様の地域で何を求めているのかを把握する重要な物差しになりますので、もっとも皆様の声をお聞かせください。まだ回答を出していない方は、お手数ですがご協力をお願いします。

用紙を無くした方へは、再交付しますので、農業委員会事務局または地域の農業委員、農地利用最適化推進委員へご連絡ください。

今後の地域農業の発展と、守っていくためには何が必要かを考えていくうえで、皆様のご協力が無ければ前に進めません。一緒に取り組んでいきますので、ご回答よろしく願います。

皆さまにお送りしたアンケート調査用紙は左のページの内容です。



Ⅱ あなたの集落の農業についての質問

Q1 あなたの集落の農業（人と農地）は10年後どのような状況になると思いますか。

該当欄に「○」を記入してください。（複数回答可）

1. 特に問題なく現状と同じような農業が営まれている
2. 農地が利用されず耕作放棄地が増加している
3. 地域を支える安定した担い手（個人・法人）がいない
4. 若い農業者が減少し、農業の高齢化が深刻化している
5. 条件が良い農地は集積が進み、担い手（法人）が活躍している
6. 農地の基盤整備が進み、担い手（法人・個人）規模な経営が行われている
7. その他（ ）

Q2 あなたの集落には、地域農業の中心となる担い手がいますか。

該当欄に「○」を記入してください。また、□に✓を記入してください。

1. いる（□個人、□法人、□集落営農）
一斉に支援しなければ、その氏名（法人名）を記入してください。
氏名（法人名）：_____
氏名（法人名）：_____
氏名（法人名）：_____
2. いない
3. 現在いるが、今後は、いなくなると思う（□個人、□法人、□集落営農）
一斉に支援しなければ、その氏名（法人名）を記入してください。
氏名（法人名）：_____
氏名（法人名）：_____
氏名（法人名）：_____

【用語説明】

※「集落」とは、居住している所ではなく、あなたが耕作している農地がある場所を指しています。（貸していない農地も含む）
なお、あなたが耕作又は自己保全している農地が複数ある場合は、農地の面積が最も多い集落で、ご回答ください。

ここから記入願います。

Ⅲ 経営主/世帯主についての質問（必要事項を記入し、□に○を記入してください。）

氏 名		
年 齢	☐ 30代以下	☐ 40代
	☐ 60代	☐ 70代
住 所		
農業経営の種類	☐ 個人経営【□専業、□兼業】 ☐ 法人経営【□法人代表、□構成員】 ☐ 集落営農（法人化されているもの） ☐ 耕作していない ☐ 貸している・作業を委託、□借り受けている	
農地の面積	所有する農地のうち自己耕作農地：_____ （自己保全農地を含む） 他の人から借りている農地：_____ 他の人（法人）へ貸している農地：_____	
主な作物	☐ 水稲 ☐ 大豆 ☐ 小麦 ☐ 花き ☐ 果樹 ☐ その他	
認定農業者ですか	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ その他	

地域農業の将来（人と農地の問題）に関する調査について

大館市農業委員会

～大館市の農業・農地に関して、あなたのお考えをお聞かせください～

○ 本アンケート調査は、大館市農業委員会が、大館市が作成している地域農業の振興に必要な「人・農地プラン」を策定（地域における農業の将来の在り方を明確化すること）することと、「農地中間管理事業」等による農地の利用集積・集約化を促進することを目的としています。

○ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための地域計画で、今回は、その見直しを行う参考資料とするため、改めて、皆さんの自宅の農業・農地の現状や将来の農業経営について、お考えをお聞かせ願います。記入にあたっては、農業経営主（世帯主）となる方がだけでなく、ご家族の皆さんで相談して回答してください。

○ 本調査で知り得た個人情報については、原則、大館市、大館市農業委員会、秋田県、（公社）秋田県農業公社、（一社）秋田県農業会議の「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」の関連業務にのみ利用することとし、目的外利用や第三者への提供はいたしません。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



No. _____
地区 _____
※返却時記入欄

- 1 -

Q8 耕作（自己保全を含む）している農地を、貸し付け又は売り渡す場合、希望する農地の面積はいくらですか。

該当欄に数字を記入してください。

希望面積	貸 付： _____a
	作業委託： _____a
	売 渡： _____a
	令和 _____ 年から（ ）

Q9 農業をリタイヤした（している）場合、どのように地域農業に貢献したいですか。

該当欄に「○」を記入してください。

1. 地域の農地等の保全管理に協力する
2. 受け手となった農家に任せる（耕作）
3. その他（ ）

Q10 農地中間管理事業を知っていますか？

該当欄に「○」を記入してください。

1. 知っており、利用している
2. 知っており、利用したい
3. 知っているが、興味はない
4. 知らない
5. その他（ ）

上記で、2と答えた方は、貸付又は借受を希望する面積を記入してください。

貸付又は借受の年度	貸付： _____a 借受： _____a
	令和 _____ 年から希望する

ご協力、ありがとうございます。

- 6 -

Ⅲ あなた自身の農業経営についての質問

Q5 あなた自身の経営を今後（10年後）どのようにしたいですか。

該当欄に「○」を記入してください。

1. 農地の受け手となり、規模を拡大したい
2. 現在の規模を維持したい
3. 規模を縮小したい
4. 近い将来、農業をやめたい（一時的に）
5. 既に農地を貸しており、今後も農業はしない
6. その他（ ）

上記で、1～2と答えた方は、Q6とQ10をお答えください。
3～5と答えた方は、Q7～Q10をお答えください。
6と答えた方は、Q10へ進んでください。

Q6 後継者は誰ですか。

該当欄に「○」を記入してください。

1. 経営主の家族・親戚
2. 集落営農組織・法人
3. 後継者の目途はついていない
4. その他（ ）

Q10へ進んでください。

Q7 耕作（自己保全を含む）している農地を、貸し付け希望する相手は誰ですか。

該当欄に「○」を記入してください。

1. 経営主の家族・親戚
2. 上記以外の近隣の農家・親しく付き合っている方
3. 見当がつかない・特に希望はなし
4. その他（ ）

Q3 あなたの集落の地域農業にとって必要な支援はどのような分野ですか。

該当欄に「○」を記入してください。（複数回答可）

1. コメ以外の開作作物の振興
2. 6次化（生産・加工・販売等）
3. 担い手の育成（資金・設備・農地の利用集積・集約化等）
4. 基盤整備（農地の大区画化・汎用化・用排水路の整備等）
5. 必要な支援はない（現状維持でよい）
6. その他（ ）

Q4 あなたの集落の農業（人と農地）が続いていくためには、今後どのようなことが重要だと思いますか。

該当欄に「○」を記入してください。（複数回答可）

1. 現在、地域農業の中心となっている担い手が成長・発展すること
2. 新たな法人等の立ち上げや新規参入者の促進が実現すること
3. 基盤整備等により耕作条件の改善が図られること
4. 分散している農地の利用集積・集約化を行い、効率的な農作業が行えるようになること
5. 特に重要なことはない
6. その他（ ）

▶ 上記で、1又は2と答えた方は、特に重視する担い手に「○」を記入してください。

1. 集落・地域内の個人
2. 集落・地域内の法人
3. 集落営農
4. 集落・地域外の経営体

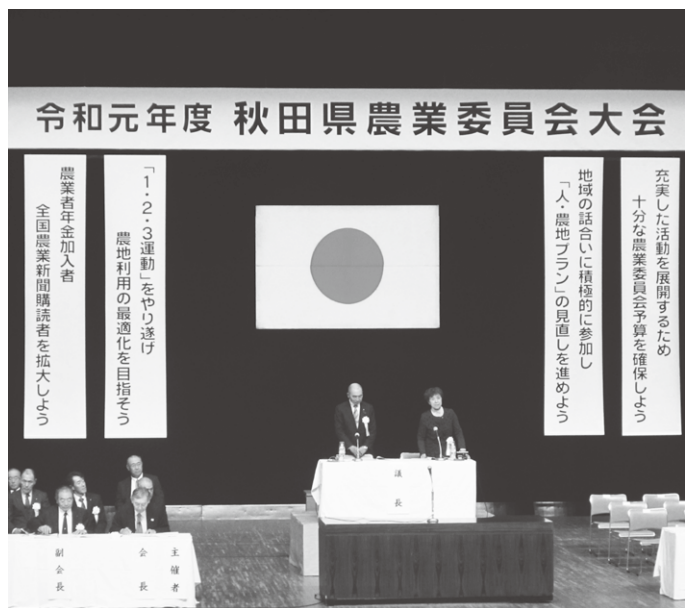
- 4 -

令和元年度 秋田県農業委員会大会

例年、秋田県種苗交換会期間中に開催される「秋田県農業委員会大会」が、今年度は、11月1日に「ほくしか鹿鳴ホール」で開催されました。

秋田県内の農業委員と農地利用最適化推進委員、約600人が参加した本大会の記念講演では、群馬県立女子大学教授佐々木尚毅氏が、「日本農業の現在、そして未来」と題し、少子高齢化に伴う日本の人口開

題の視点から食糧事情について講演があったほか、大会議案では「農地利用の最適化の推進」や「人・農地プランの実質化」に向けた取り組みの強化、米政策やTPP等に伴う国内対策について熱い議論が行われ、今後、承認された要請の確実な実現を期するため、様々な場面で国や関係機関に対し働きかけを行っていくことになりました。



大館市賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借の賃借料水準（10a当たり）は、次のとおりです。貸借の際に参考としてください。

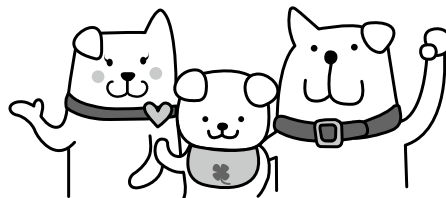
【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
大館	10,222円	15,000円	5,000円	286
釈迦内	12,404円	20,745円	5,000円	197
長木	11,371円	13,100円	5,000円	215
上川沿	8,479円	12,445円	5,000円	290
下川沿	8,896円	14,847円	3,000円	308
真中	11,048円	16,375円	5,000円	384
二井田	10,771円	16,000円	3,288円	517
十二所	8,184円	15,720円	3,493円	256
花矢	9,275円	13,100円	3,000円	287
比内地域	9,012円	15,000円	3,623円	824
田代地域	8,920円	13,100円	3,000円	554
(参考)市全域平均	9,700円	—	—	4,118

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	5,687円	10,000円	2,353円	41

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・物納の場合、米1俵（60kg）当たり13,100円で算定しています。
- ・この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- ・田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数値です。
- ・「畑」には、樹園地を含みます。



農地を相続したら届出を

相続で農地を取得した時は、忘れずに農業委員会事務局まで届出をお願いします。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ
購読料：月700円（送料とも）
お申し込みは農業委員会事務局まで

～農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します～

農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了するのに伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

なお、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに選考委員会の審査を経て任命、委嘱されます。

【募集人数】

- 農業委員……………19人
(農地利用最適化推進委員へも推薦または応募することができますが、両方を兼ねることはできません。)
- 農地利用最適化推進委員…18人

【任期】

- 農業委員……………令和2年7月20日～令和5年7月19日(3年間)
- 農地利用最適化推進委員…委嘱された日～令和5年7月19日

【身分】

- 大館市の特別職の非常勤職員

【報酬の額】

- 農業委員……………月額35,000円
- 農地利用最適化推進委員…月額25,000円

【主な業務内容】

- 農業委員は、農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく農地の権利移動や転用に関する許可等の審議を行います。
- 農地利用最適化推進委員は、担当地域において農地の利用集積・集約化・耕作放棄地の発生防止等の現場活動を行います。

【応募資格】

- 推薦を受ける方及び応募する方は、農業に関する識見を有し、農地等利用の最適化の推進に関する事項について、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する場合は、推薦および応募ができません。
 - (1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
 - (2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
 - (3)推薦を受ける方及び応募する方が暴力団員、または暴力団員と関わりのある方

【推薦及び応募方法】

- (1)募集要項、推薦及び応募用紙の配布
 - ・配布期間 令和2年2月17日(月曜日)～3月26日(木曜日)
 - ・配布場所 大館市農業委員会事務局、比内・田代総合支所(地域振興係)
- (2)推薦及び応募書類の提出方法
 - ・提出方法 大館市農業委員会事務局へ持参または郵送
 - ・受付期間 令和2年2月25日(火曜日)～3月26日(木曜日)
 - ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

※郵送の場合は期日必着 ※持参の場合は受付期間中の平日

※提出された推薦及び応募書類は返却しません

「国民年金」プラス「農業者年金」で安心な将来を！

**農業者のみなさん、
老後の備えは万全ですか？**

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。二十歳以上六十歳未満の国民年金の第一号被保険者である農業者なら、誰でも加入できます。積立年金だから、将来の受給者や加入者の数に左右されることがなく安心です。老後の備えは、「国民年金」プラス「農業者年金」で、安心して豊かな生活を送りませんか。

◎少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい年金制度です。

◎保険料は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。

◎終身で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に八十歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

◎公的年金ならではの税制上の優遇があります

◎担い手には政策支援（国庫補助）があります

若い農業者のみなさんへ

**政策支援加入（保険料の国庫補助）で
老後の安心を！**

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。

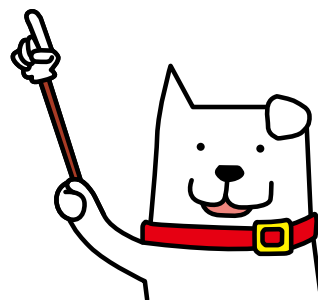


◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者		—

※ 国庫補助額の割合は月額2万円に対する割合です。

※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。



お問い合わせ

独立行政法人農業者年金基金
Tel：03-3502-3942（企画調整室）

農業者年金へのご加入については、
農業委員会へご相談ください。（電話：43-7129）

農業委員会からのお知らせ



農地の売買・贈与・貸借等には、農業委員会の許可が必要です。また、農地転用許可は、転用（農地を農地以外のものにすること）する農地の面積が2haを超える場合は秋田県が許可権限を有し、2ha以下の場合は大館市が許可権限を有しています。

申請や相談の窓口は農業委員会です。申請内容によっては許可できない場合もありますので、事前にご相談ください。また、荒廃した農地の相談にも応じていますので、お気軽にご相談ください。